



移動相談のお知らせ

ひとり親家庭のお父さん・お母さんを対象に、就職相談・資格や技能を習得する支援制度についての紹介・その他さまざまな相談をお受けします。

予約優先（希望時間のある方はご予約ください）当日参加も可。



日時 8月30日(水) 午後1時～午後4時

場所 四万十町役場 西庁舎1階
西会議室1A

【お問い合わせ先】
ひとり親家庭等就業・自立支援センター
高知市旭町3丁目115番地
こうち男女共同参画センター（ソーレ2F）
☎088-875-2500

一日行政相談を開設します

「一日行政相談」を開設します。
国の仕事やサービスで困っていること、分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

無料・
秘密厳守です



窪川地域

◆相談日 9月12日(火)

◆時間・場所

午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）
四万十町農村環境改善センター 第1会議室

◆行政相談委員 森 英真

【お問い合わせ先】 総務課 ☎22-3111

人権相談所開設のご案内

無料
秘密厳守です



だれにも相談できずに、ひとりで悩んでいませんか？

さまざまな人権に関する相談や暴力に対する相談などを受け付けます。

平成29年度 人権相談所開設日（開設時間 午前10時～午後3時）※下線は予定です

しまんと社会福祉センター ☎22-1195	大正地域振興局 2階小会議室 ☎27-0112	十和地域振興局 2階（コミュニティセンターとおわ） ☎28-5112
9月6日(水) 野中・市川	10月10日(火) 岡林・横山	10月5日(木) 伊賀(修)・伊賀(ひ)
12月6日(水) 野中・宮崎(由)	12月8日(金) 岡林・横山	12月7日(木) 伊賀(修)・伊賀(ひ)
2月7日(水) 宮崎(正)・市川	2月9日(金) 岡林・横山	2月1日(木) 伊賀(修)・伊賀(ひ)

【お問い合わせ先】 高知地方法務局須崎支局 ☎0889-42-0374

違反広告物の一斉除却に関するお知らせ

9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。この間、屋外広告物のルールを知っていただくための普及・啓発活動を行うとともに、9月7日には、電柱や信号機、道路標識、ガードレールなどに貼られた「はり紙」「はり札」や「立て看板」など条例に違反している屋外広告物の県内一斉除却・指導の作業を行います。

美しいまち並みのためには、皆さまのご理解とご協力が必要です。よろしくお願いします。

【お問い合わせ先】 須崎土木事務所 維持管理課 ☎0889-42-1859

県庁都市計画課HP(屋外) <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/okugai.html>

屋外広告の広告主及び 広告業者のみなさまへ

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所（注意：高知市内は高知市役所）までお問い合わせください。また、県内で屋外広告業を営む方は、登録が必要です。

日本年金機構から『黄色』の封筒が届いた方へ

これまで、老齢年金を受給するためには、原則として25年以上の資格期間が必要でした。

年金制度の改正により、これからは10年以上の資格期間があれば年金を受け取ることができるようになります。

該当する方には、年金請求書（短縮用）が年金機構から送付されますので、お手元に届きましたら、お早めの手続きをお願いいたします。

まずは年金事務所に
ご確認ください！

黄色の封筒が届いた方は、まずは年金事務所（年金機構）にお問い合わせください。

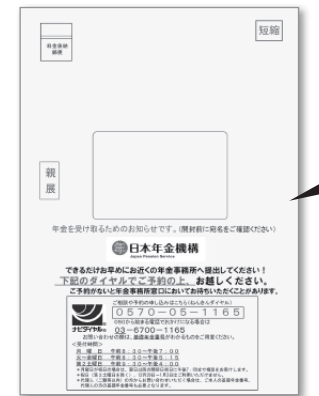
ご本人やご家族の状況により必要な書類や手続きが違ってきます。役場では受け付けできない方もいらっしやいますので、事前に年金事務所（年金機構）に確認のうえ、ご来庁ください。



【お問い合わせ先】
町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112
高知西年金事務所 ☎08-875-1717
なんさんダイヤル ☎0570-051165

次回の
年金相談の
お知らせ

12月6日(水)
午前10時～午後3時
役場西庁舎 1階会議室
※予約が必要です



『黄色』の封筒

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、介護者による虐待、障害を理由とする差別など高齢者・障害者をめぐる人権問題の解決を図るため、右記のとおり電話相談の強化週間を実施します。



【お問い合わせ先】
高知地方法務局人権擁護課
☎088-822-3503

実施期間	9月4日(月)～9月10日(日)
時 間	午前8時30分～午後7時まで ただし、土・日は午前10時から午後5時まで
開設場所	高知地方法務局人権擁護課または各支局 (ただし、土・日は高松法務局人権擁護部)
電話番号	0570(003)110
取扱内容	介護者からの肉体的・心理的虐待あるいは家族などによる経済的虐待、就業差別、障害を理由とする差別、暮らしの悩みごとなど高齢者・障害者をめぐる人権問題、その他相談（無料、秘密は厳守します。）